

新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第70号

新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則（平成19年新潟県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（別表18の項の一体的に運営するために指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者）</p> <p>第3条 条例別表18の項に規定する一体的に運営するために、指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者は、受けようとする指定介護予防サービス事業者の指定に係る介護予防サービス事業と、前条の表の左欄に掲げる当該事業に係る介護予防サービスの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる居宅サービスを行う居宅サービス事業者を一体的に運営するために、指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者とする。</p> <p>（別表18の項第2号の一体的に運営しようとする場合）</p> <p>第4条 条例別表18の項第2号に規定する一体的に運営しようとする場合は、指定居宅サービス事業者の指定に係る居宅サービス事業と、第2条の表の右欄に掲げる当該事業に係る居宅サービスの種類に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる介護予防サービスを行う介護予防サービス事業者を一体的に運営しようとする場合とする。</p> <p>（別表19の項の一体的に運営する者）</p> <p>第5条 条例別表19の項に規定する一体的に運営する者は、受けようとする指定介護予防サービス事業者の指定の更新に係る介護予防サービス事業と、第2条の表の左欄に掲げる当該事業に係る介護予防サービスの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる居宅サービスを行う居宅サービス事業者を一体的に運営する者とする。</p> <p>（別表20の項の規則で定める介護サービス）</p> <p>第6条 条例別表20の項の規則で定める介護サービスは、次の表の左欄に掲げる施設サービスの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる介護サービスとする。</p> <p>（略）</p>	<p>（別表19の項の一体的に運営するために指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者）</p> <p>第3条 条例別表19の項に規定する一体的に運営するために、指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者は、受けようとする指定介護予防サービス事業者の指定に係る介護予防サービス事業と、前条の表の左欄に掲げる当該事業に係る介護予防サービスの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる居宅サービスを行う居宅サービス事業者を一体的に運営するために、指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者とする。</p> <p>（別表19の項第2号の一体的に運営しようとする場合）</p> <p>第4条 条例別表19の項第2号に規定する一体的に運営しようとする場合は、指定居宅サービス事業者の指定に係る居宅サービス事業と、第2条の表の右欄に掲げる当該事業に係る居宅サービスの種類に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる介護予防サービスを行う介護予防サービス事業者を一体的に運営しようとする場合とする。</p> <p>（別表20の項の一体的に運営する者）</p> <p>第5条 条例別表20の項に規定する一体的に運営する者は、受けようとする指定介護予防サービス事業者の指定の更新に係る介護予防サービス事業と、第2条の表の左欄に掲げる当該事業に係る介護予防サービスの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる居宅サービスを行う居宅サービス事業者を一体的に運営する者とする。</p> <p>（別表21の項の規則で定める介護サービス）</p> <p>第6条 条例別表21の項の規則で定める介護サービスは、次の表の左欄に掲げる施設サービスの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる介護サービスとする。</p> <p>（略）</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。